



CORE ML 事件

審決取消請求事件

[令和2年5月20日判決（知財高裁） 令和元年（行ケ）第10151号](#)

キーワード：結合商標の類否判断

担当 中国弁理士 譚粟元

1. 事案の概要

本件は、原告が出願した商標について拒絶査定を受けたことから、不服審判請求をしたところ、請求は成り立たない旨の審決がされたので、原告がその取り消しを求めた事案である。

2. 結論

請求認容

3. 本件商標

出願番号 : 商願2017-145606

出願日 : 平成29年11月6日

商標の区分 : 第9類

指定商標 : アプリケーション開発用コンピュータソフトウェア, 他のコンピュータソフトウェア用アプリケーションの開発に使用されるコンピュータソフトウェア, コンピュータソフトウェア

商標 : 「CORE ML」

4. 不服審判の審決の概要

本願商標は、登録商標である引用商標1「CORE」、引用商標2「コア」と類似し、また、本願商標の指定商品「アプリケーション開発用コンピュータソフトウェア, 他のコンピュータソフトウェア用アプリケーションの開発に使用されるコンピュータソフトウェア, コンピュータソフトウェア」は、引用商標1, 2の指定商品中「電子応用機機械器具及びその部品」と同一又は類似する商品であることが明らかであり、商標法4条1項11号に該当し、商標登録を受けることができない。

5. 争点

本願商標の認定の誤り

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

（1）本願商標について

本願商標は、「CORE ML」であり、「CORE」の文字と「ML」の文字からなる結合商標である。

複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、原則として許されないというべきである（最高裁昭和37年（オ）第953号）。

そこで、本件商標と引用商標との類否の判断にあたって、本件商標の一部である「CORE」の部分抽出して、引用商標と比較することができるかについて、検討する。

（2）「CORE」の語について

「ウィキペディア」の「コンピュータ略語一覧」、「デジタル用語辞典2000-2001年版」、「コンピュータ&情報通信用語辞典」、「最新・基本パソコン用語辞典」、「IT用語図鑑」には、「CORE」又は「コア」の項目はない。

（3）本願商標の検討

ア. 「CORE」について

「CORE」の語には、「ものの中心部、中核、核心」、「建物の中央部で、共用施設・設備スペース・構造用耐力壁などが集められたところ」、「地球の核」、「試錐（ボーリング）によって採取した円柱状の土壌や岩石の試料」、「一部のオペレーションシステムでプログラムが不正に終了したとき、メモリの内容をまるごと保存したファイル（コアファイル、コアダンプ）」、「マイクロプロセッサのコア」、「Intel社の商品であるCOREシリーズ」等の多様な意味があるが、多くのコンピュータ関連の用語辞典等には、「CORE」や「コア」の項目が掲載されていない。

「コアファイル」、「コアダンプ」、「マイクロプロセッサのコア」、「Intel社の商品であるCOREシリーズ」は、コンピュータ関連の用語であるが、「CORE」の語がコンピュータソフトウェアである本件指定商品に使用された場合は、コンピュータハードウェアを意味する「マイクロプロセッサのコア」やコンピュータハードウェアの商品名である「Intel社の商品であるCOREシリーズ」を意味するものとは認識されないというべきであるし、「コアファイル」や「コアダンプ」も一部のオペレーションシステムで用いられている用語にすぎず、「コアファイル」や「コアダンプ」と認識されるとも認められない。

また、「CORE」の語が本件指定商標に使用された場合、「中心部、中核、核心」等の一般の辞書に掲載されている意味のどれとも認識されないか、認識されるとしても、せい

ぜい「中心部、中核、核心」という意味と認識されるにすぎないというべきである。

イ. 「ML」について

「ML」の語には、「マシンラーニング (Machine Learning)」、「メーリングリスト (mailing list)」、「マークアップ言語 (Markup Language)」の略語の意味があることが認められる。

しかし、①本件において、一般的な辞書には、「ML」の項目が存在することの証拠は提出されていないこと、②「ML」の語が「マシンラーニング (Machine Learning)」の略語として使用された例は一定数存するが、それらの使用例においては、必ず、「機械学習」という語と共に使用されていること、③コンピュータ関連の用語辞典の中には、「ML」の項目が存在するものがあるものの、同項目が存在しないものもあり（「ウィキペディア」のウェブサイトの「コンピュータ略語一覧」）、同項目を設けている用語辞典（「IT用語辞典 e-words」）では、「ML」は「メーリングリスト」の意味であると説明されていることからすると、「ML」の語が何らの説明もなく使用された場合、「マシンラーニング (Machine Learning)」の略語を意味すると認識されるとはいえないというべきである。また、ブランド名と「ML」を結合し、「ML」を「Machine Learning」として用いる例があるとしても、「CORE」のみでは、本件指定商品との関係ではブランド名とは認められないから、そのことを根拠に本願商標の「ML」が「Machine Learning」と認識されると認めることもできない。

また、コンピュータ関連の用語辞典には、「ML」を「マークアップ言語」を意味するものと説明しているものはないこと、「ML」の語が「マークアップ言語」の略語の意味として使用されていると認められる例は、「SGML」、「XML」、「HTML」のみであることからすると、「CORE」の語の次に一文字開けて「ML」の語を配置した場合に、「ML」の語が「マークアップ言語」と認識されるとはいえないというべきである。

さらに、「ML」の語が「メーリングリスト (mailing list)」の略語の意味を有することは「IT用語辞典 e-words」に記載されているが、他に、「ML」の語が「メーリングリスト」の意味で使用されている例を示す証拠は提出されていないことからすると、「ML」の語が「メーリングリスト (mailing list)」の略語の意味として認識されるということもできない。

以上のことから、本件指定商品に、「CORE」の語の末尾に1文字開けて「ML」を配した語が使用された場合に、「ML」から何らかの観念が生じると認めることはできない。

ウ. まとめ

以上のア、イで判示したところからすると、本願商標が本件指定商品に使用された場合に、「CORE」の語からは、せいぜい「中心部、中核、核心」といった一般的な意味が認識されるにすぎず、「CORE」の部分が出所識別標識として強く支配的な印象を与えるということできないのに対し、「ML」の語から特定の観念を生じることなく、「ML」の部分が「CORE」の部分に比べて特段出所識別標識としての機能が弱いということは

できない。

また、本願商標の外観上も、「CORE」と「ML」は、いずれも、同じ大きさの標準文字で構成されており、その間に1文字開いているだけであるから、別個独立の商標と認識されるものではない。

さらに、称呼においても、本願商標は、一連に発音されるものと認められる。

したがって、本願商標と引用商標との類否を判断するにあたっては、本願商標全体と引用商標とを対比すべきであり、本願商標から「CORE」の部分抽出し、これを引用商標と対比してその類否を判断することは許されないというべきである。したがって、原告の主張する取消事由がある。

以上